

# 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

これまで、自筆証書遺言に係る遺言書は、多くの場合に自宅で保管されていましたが、**法務局において**、令和2年7月10日（金）から、自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度（自筆証書遺言書保管制度）を設け、自宅で保管することにより生じる問題点について、次のとおり解決策を提案します。

- ① 自宅で保管することで、遺言書が紛失・亡失するおそれがありました。が、法務局が保管することでその心配がなくなります。
- ② 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがありました。が、法務局が保管することでその心配がなくなります。

あなたの大切な遺言書を**法務局が守ります！**

※ 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

<お問合せ先>

長野地方法務局供託課 026-235-6631

詳しくは「法務省HP」をご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

（クリックすると新しいウインドウが開きます。）

